

教育実習を希望される方は、5月7日（火）以降に、まず本校へ御連絡ください。

その後、以下の内容について熟読し、必要な手続きを進めてください。

教育実習の受け入れの条件について

- (1) 原則として本校卒業生であること
- (2) 教員志望者（教員採用試験を受験する者）であること
- (3) 教育実習期間を休まず出席できること

ただし、受入れ可能人数、時期や教員配置、提出書類の不備などの理由により、希望に添えない場合やお断りする場合があります。

教育実習の手続きについて

1 提出書類

- (1)教育実習申込書兼誓約書
- (2)教職志望理由書（A4用紙1枚、横書き400字以内）
- (3)本人の現住所・宛名を書いた定形封筒2通（84円切手を貼ること）

2 提出期限 2024年6月7日（金）

3 提出先 〒421-0206 静岡県焼津市上新田292-1

静岡県立清流館高等学校 教務課 教育実習係 ※封筒の表に「教育実習書類」と朱書

今後の流れについて

- 1 受入可否については、7月末日までに、本人と所属校宛てに、内諾書を発送します。
- 2 内諾書を受け取った方は、所属校の教育実習担当者に連絡を入れ、本校宛てに、必要書類を送付することを伝える。
- 3 正式な通知（承諾書）については、次年度4月中に、所属校宛てに、承諾書を発送します。
- 4 実習準備については、2025年4月下旬以降に、指導担当教諭から電話連絡をするので、その指示に従う。
（例年、本校の夏季休業中に、教材の受け渡しや打ち合わせをします。）

留意事項について

- 1 勤務時間等については、本校職員と同様の対応とする。
- 2 本校の教育方針及び指導担当教諭の指導に従うこと。
- 3 教育実習簿などについては、本校教職員の負担軽減のため、手書き以外の対応となることもある。

連絡先

教務課：教育実習担当（吉田）【平日9:00～16:00のみ】

TEL：054-622-3411 メールアドレス：seiryukan-h@edu.pref.shizuoka.jp